

令和9年度

鳥取県新興感染症対応力強化事業補助金
要望調査について

令和9年度の県当初予算編成の検討資料とするため、本補助事業の要望調査を実施します。
希望される医療機関は、ご回答をお願いします。（補助対象者や対象事業等については、
現時点案のため、予算編成課程において変更となる可能性があります。）

回答期限

令和8年10月5日（月）まで

補助事業（案）の概要

詳細は別紙をご確認ください。

事業名	補助対象経費、上限	補助対象者	補助率
協定締結医療機関 施設整備 事業	ア 病床確保に係る個室の整備等 （病室の感染対策に係る整備）1室当たり38,109,000円 イ 多床室の個室化、病棟内ゾーニング等 （病棟等の感染対策に係る整備） 対象面積1平方メートル当たり 基準単価558,000円 ウ 個人防護具保管施設の整備 対象面積1平方メートル当たり 基準単価558,000円	ア・イ 医療措置協定（病床確保）を締結する病院、診療所 ウ ・医療措置協定（病床確保又は発熱外来）を締結する病院、診療所 ・医療措置協定（自宅療養者等への医療の提供）を締結する病院、診療所、薬局、訪問看護事業所	ア 3分の2 イ・ウ 10分の10
協定締結医療機関 設備整備 事業	次の設備の購入費 ア 簡易陰圧装置 1病床当たり94,320,000円 イ 検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置） 1台当たり9,350,000円 ウ H E P Aフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 1施設あたり905,000円 エ 簡易ベッド 1台当たり51,400円	ア 医療措置協定（病床確保）を締結する病院、診療所 イ・エ 医療措置協定（病床確保又は発熱外来）を締結する病院、診療所 ウ 医療措置協定（発熱外来）を締結する病院、診療所 ※ただし、次のいずれかに該当する病院、診療所に限る。 ・令和7年度又は8年度に本補助金（設備整備事業）の交付実績がないこと ・医療措置協定を変更し、医療措置内容を拡充（※）すること	10分の10

【注意】設備整備事業の補助対象者について ※R8年度までとの変更点

令和9年度については、次のいずれかに該当する病院、診療所に限り補助対象とする予定です。

- 令和7年度又は8年度に本補助金（**設備整備事業**）の交付実績がないこと
- 医療措置協定を変更し、**医療措置内容を拡充（以下の内容に限定）**すること

<“拡充”の内容>

協定の拡充内容	協定内容の拡充イメージ（一例） ※拡充の該当性について疑義があればお尋ねください。	補助対象
①病床確保又は発熱外来の <u>流行初期期間</u> の対応の追加・拡充	現在の医療措置協定内容の「発熱外来（流行初期期間経過後）」に、新規で「発熱外来（ <u>流行初期期間</u> ）」を追加	○
②医療措置内容に從來含まれていなかった病床確保又は発熱外来の追加	現在の医療措置協定内容の「発熱外来（流行初期期間経過後）」に、新規で「病床確保（流行初期期間経過後）」を追加	○
③医療措置内容に從來含まれていなかった検査（核酸検出検査）実施の追加	現在の医療措置協定内容の「発熱外来（流行初期期間経過後）」に、新規で「検査（核酸検出検査）実施」を追加	○
【対象外】単純な発熱外来対応人数や病床確保数の増加のみ	既に実施している発熱外来の対応人数を5人→7人に増加 既に確保している病床確保の病床数を1→2床に増加	×

※事業計画提出時等に、協定の医療措置の具体的な拡充内容を確認します。

裏面へ→

回答方法 電子申請サービス

https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=23264

※受付漏れを防ぐため、一律電子申請サービスでの回答をお願いしております。

※回答内容について、県からメールや電話で問合せさせていただく可能性がありますので、ご承知願います。



提出物等

種別		電子申請サービスで回答・提出していただく内容
施設整備	ア 個室整備	☐ 対象施設の図面を提出（整備箇所を手書き等で追記） ☐ 見積書、カタログ等を提出 ※原則、要望額は増額できないため、 なるべく余裕をもって積算してください。
	イ 多床室の個室化、ゾーニング	
	ウ 個人防護具保管庫	
設備整備	ア 簡易陰圧装置	☐ 見積書を提出（機器の購入費、設置費一式を積算したもの）
	イ 検査機器	☐ 希望の台数、機種を回答 ※見積書等は提出不要
	ウ HEPAフィルター付き空気清浄機	☐ 希望の台数、機種を回答 ※見積書等は提出不要
	エ 簡易ベッド	☐ 希望の台数を回答 ※見積書等は提出不要

要望いただくにあたっての注意点

- ご回答いただいた場合でも、必ずしも補助対象となるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。
- 本事業は、国の「医療施設等施設整備費補助金」及び「医療施設等設備整備費補助金」を財源とする予定です。国の予算状況等により、全てのご要望に沿えない場合があります。
- 今後、国から補助事業の実施等に係る照会があった場合、改めて、具体的な事業計画の照会をしますが、本要望調査でご回答があった医療機関を優先する予定ですので、ご了承ください。
- 令和9年度に県からの内示前に着手（発注・契約等）する事業は補助対象になりません。（内示の時期は例年6月頃となります。）
- 補助対象となる事業は、令和9年度内に必ず完了する必要があります。
- 本事業で整備した施設・設備等を財産処分（破棄・譲渡等）する場合、事前に財産処分の承認申請が必要となり、国庫納付（補助金の返還）が必要となる場合があります。

問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県福祉保健部・感染症対策センター

電話 0857-26-7739 電子メール kansentaisaku-center@pref.tottori.lg.jp